

八ヶ岳ケアネット 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八ヶ岳ケアネットと称する。

(八ヶ岳ケアネットの目的)

第2条 地域における医療・介護情報連携の最適化を促進し、従来の情報連携において生じていたコミュニケーションコストの低減と在宅患者・利用者を中心としたケア環境向上を目的とする。

(八ヶ岳ケアネットにおける取組)

第3条 八ヶ岳ケアネットでは前条の目的達成のため、次の各号に掲げる取組を実施する。

- (1) 各施設・事業所が所有する患者・利用者情報の関係者間における共有
- (2) 各施設・事業所間における事務連絡及び意見交換
- (3) その他、前条の達成に必要な取組

(八ヶ岳ケアネットで使用するシステム)

第4条 八ヶ岳ケアネットでは前条の取組実施にあたり、情報連携の最適化を図るための専用のシステム（以下「連携システム」という。）を使用する。

- 2 前項で定める連携システムは、「MeLL + professional」（開発元：株式会社ワイズマン）とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、連携システムは変更することがある。ただし、変更にあつては、第16条に定める八ヶ岳ケアネット推進協議会における協議を踏まえたうえで、事務局が決定するものとする。

(会員)

第5条 八ヶ岳ケアネットへ入会した施設・事業所を八ヶ岳ケアネット会員（以下「会員」という。）とする。

(会員の責務)

第6条 会員は本規約及び別紙「八ヶ岳ケアネット連携システム使用上の厳守事項」を遵守しなければならない。

(事務局)

第7条 会員のうち、八ヶ岳ケアネットを総括管理する施設・事業所を「八ヶ岳ケアネット事務局（以下「事務局」という。）」とする。

- 2 事務局は、茅野市保健福祉サービスセンターが担うものとする。

(事務局の業務)

第8条 事務局は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員からの各種申請の受付、承認、否認
- (2) 新規会員の連携システムアカウント作成

- (3) 連携システムの利用に関する研修会等の企画
 - (4) 連携システムを安全かつ合理的に管理運用するために必要な事項の検討
 - (5) 連携システムの普及、促進に関する取組の検討
 - (6) 会員に不適正な利用があった場合の是正勧告や指導、連携システムの利用停止
 - (7) 連携システムの安全な運用に必要なネットワークの運用・保守
 - (8) その他、第 3 条に定める目的を達成するために必要な取組
- 2 前項の定めに関わらず、事務局は自身が所管する業務の全部又は一部を他者へ委託することができる。

第 2 章 入会等に関する事項

(入会対象施設等)

- 第 9 条 ハヶ岳ケアネットへの入会対象施設は、茅野市に主たる施設・事業所を有する医療・介護サービスを提供する指定を受けた事業所とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合においては、市外に主たる施設・事業所を有する医療・介護サービスを提供する指定を受けた事業所も入会対象施設とする。

(入会)

- 第 10 条 ハヶ岳ケアネットへ入会を希望する施設・事業所は、別に定める「ハヶ岳ケアネット入会申請書」と「ハヶ岳ケアネット連携システム使用上の厳守事項チェックシート」を事務局へ提出するものとする。
- 2 事務局は申請に基づき、入会の可否を審査のうえ決定する。なお、決定通知は入会不可決定の場合に限り、申請者に通知するものとする。

(環境の整備)

- 第 11 条 ハヶ岳ケアネットへ入会を希望する施設・事業所は、第 4 条に定める連携システムを使用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。ただし、事務局が貸し出しを行う端末を使用する場合は、この限りではない。
- 2 整備する機器及びその仕様については、連携システムの開発元又は提供元ベンダが示す仕様を満たすこと。
(「MeLL+ professional ユーザーガイド」内の「推奨環境」を参照のこと。)
- 3 連携システムへのアクセスは、次の各号に掲げるいずれかの方法で行うものとする。
- (1) 事務局が整備する閉域ネットワークを経由するアクセス
 - (2) 事務局が整備する ZTNA (ゼロトラストネットワークアクセス) によるアクセス
- 4 前項の定めに関わらず、前項の方法以外でアクセスを希望する場合は、事務局へ申し出ること。

(申請内容の変更等)

- 第 12 条 会員は、申請した内容に変更が生じた場合、別に定める「登録情報変更届出書」により、速やかに事務局へ届け出なければならない。

(退会)

第 13 条 会員は、八ヶ岳ケアネットから退会する場合、別に定める「八ヶ岳ケアネット退会届出書」を事務局へ提出するものとする。

第 3 章 情報連携に関する事柄等

(患者・利用者の同意)

第 14 条 会員は、患者・利用者の情報を連携システムに登録する場合、別に定める「八ヶ岳ケアネット情報共有同意書」にて患者・利用者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族とする。以下同じ。）の同意を得た後に行うものとする。

2 連携システムに登録された情報について患者・利用者本人から削除の申し出があった場合、当該会員は「情報共有同意撤回届出書」を用いて患者・利用者本人の意思を確認後、当該情報の公開停止作業を行うものとする。

(連携情報の取扱い)

第 15 条 連携システムに登録された情報は、診療情報等の参照情報として扱うものとする。

2 診療情報の原本については、連携システムでは取り扱わないものとし、会員が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。

第 4 章 八ヶ岳ケアネットの運用

(八ヶ岳ケアネット推進協議会)

第 16 条 事務局は、八ヶ岳ケアネットの運用に関わる必要な事項について関係者と協議するため、八ヶ岳ケアネット推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置することができる。

2 推進協議会は、会員のうち連携システムのライセンス契約をしている者と事務局で構成する（別表のとおり）。

3 前項の定めに関わらず、推進協議会は必要に応じて構成員を追加することができる。その場合、構成員は会員から追加するものとする。

4 推進協議会は、八ヶ岳ケアネットを円滑に運用するために必要な事項を協議し、方針を決定する機能を有する。

(負担金・実費徴収金)

第 17 条 事務局は、八ヶ岳ケアネット事業の実施に関して、負担金又は実費徴収金を別に定め、会員へ請求することができる。

(機密保持の責任)

第 18 条 会員は、八ヶ岳ケアネットで取り扱う情報について個人情報保護法等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

2 会員は、連携システムにログインするための情報の使用及び管理について一切の責任を負うものとする。万一、会員の管理不十分等により損害が生じた場合、事務局はいかなる責任も負わない。

(連携システムの一時停止)

第 19 条 事務局は、会員におけるインシデント発生等、八ヶ岳ケアネットの安全な運営に支障をきたす可能性がある場合、当該会員の了承を得ることなく当該会員に所属するスタッフの連携システム使用を一時停止することができる。

2 前項により当該会員に損害が発生した場合、事務局はいかなる責任も負わない。

第 20 条 事務局は、次の各号に掲げるいずれかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に連携システムを停止することができるものとする。

- (1) システム障害等に対応する必要がある場合
- (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及び連携システムの提供ができなくなった場合
- (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) その他、連携システムの停止が必要な場合

2 前項により会員に損害が発生した場合、事務局はいかなる責任も負わない。

(禁止行為)

第 21 条 会員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本規約に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。
- (3) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (4) 他の会員又は第三者の著作権を侵害すること。
- (5) 他の会員又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
- (6) 他の会員又は第三者を誹謗中傷すること。
- (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
- (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
- (9) 連携システムを第三者等に不正使用させること。
- (10) 八ヶ岳ケアネットの運営を妨害すること。
- (11) 連携システム内の機能を私用目的で利用すること。
- (12) その他事務局が会員として不相当と判断すること。

2 会員が前項のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員に事前に通知することなく、連携システムの使用を停止することができる。

3 会員が第 1 項各号のいずれかに該当することで事務局が損害を被った場合、事務局は当該会員に対し、被った損害の賠償を請求できるものとする。

(患者・利用者に関するサービスの停止)

第 22 条 会員は、自身が関与する特定の患者・利用者のサービス利用が 3 ヶ月以上見込まれない場合、別途定められる手順に従い患者・利用者の連携システム上への公開停止を行うことができる。

第5章 セキュリティ

(セキュリティ対策)

- 第23条 会員は、自施設・事業所内において使用する端末のセキュリティ対策について、責任をもって実施すること。
- 2 会員は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、自施設・事業所内における情報の取扱いに特段の注意を払うこと。

(セキュリティリスクの報告)

- 第24条 会員において、連携システムやそれに関連するセキュリティ上の欠陥を発見した場合には、独自にその欠陥の解消を図らず、速やかに事務局へ報告を行い、指示を仰ぐこととする。
- 2 事務局は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて関係者による検討会議を開催し、事故防止の対策を検討するものとする。

(使用端末)

- 第25条 連携システムを使用する端末は、第11条に定める環境に適合し、且つ自施設・事業所の管理下にある業務専用端末を用いるものとする。
- 2 前項の定めにある以外の端末で連携システムを使用する場合（BYOD等）は、当該会員の責任において使用することを前提としたうえで、事務局へ申し出ること。
 - 3 前項の場合において、万一情報の漏えい等により何らかの損害が発生しても、事務局は責任を負わないものとする。

第6章 その他

(実験・開発目的での利用)

- 第26条 各種研究開発、新規技術導入検証等において、連携システムを実証実験に利用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、事務局の承認を得るとともに、事務局の指示した利用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

- 第27条 事務局は、運用上必要がある場合に限り、会員の下承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。
- 2 この規約に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は、事務局が必要に応じて関係者と協議のうえ定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年9月13日から施行する。

改定後の規約は、令和6年4月1日から施行する。

改定後の規約は、令和7年6月1日から施行する。

別表

八ヶ岳ケアネット推進協議会 名簿

項番	施設・事業所名	備考
1	諏訪中央病院	連携システム契約
2	訪問看護ステーションいろは	連携システム契約
3	訪問看護ステーションりんどう	連携システム契約
4	介護老人保健施設やすらぎの丘	連携システム契約
5	茅野市	事務局

令和7年6月時点